

## 【別紙】

## 平成28年熊本地震における民間賃貸住宅借上げ事業(みなし仮設住宅)の申込期限設定に伴う確認事項

No.	質 問	回 答
1	申込期限を平成29年3月31日としたのはなぜですか。	発災から9か月が経過しましたが、被災された方の中には未だに危険な状況にある自宅に居住している方がいる可能性があり、梅雨時期の前までには転居してもらう必要があるため、申込期限を平成29年3月31日としました。
2	申込書は申込期限までにどこに提出すれば良いのですか。	被災時に居住していた市町村に提出してください。市町村を經由して県に提出されます(熊本市を除く)。
3	申込期限は平成29年3月31日までとのことですが、いつまでに入居できる物件が対象になりますか。	梅雨時期の前までには転居していただく必要がありますので、できるだけ早期に入居できる物件をお探してください。遅くとも平成29年5月末までには入居してください。
4	公費解体が数か月先なので、みなし仮設住宅への転居もその頃では駄目ですか。	みなし仮設住宅は、熊本地震により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保できない方に提供する応急仮設住宅です。住み続けることが危険な住宅に現在も居住しているのであれば、早急に転居してください。
5	被災した住宅の周辺では、希望する物件が見つからないのですが。	みなし仮設住宅は、熊本地震により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保できない方に提供する応急仮設住宅ですので、できる限り範囲を広げてお探してください。
6	「個別の事情により申込期限までに申込みができない入居希望者については『理由書』の提出により、申込期限後であっても申込みを受け付ける」とありますが、どのような事情であれば期限後の申込みが認められますか。	やむを得ず申込期限までに申込みができないと客観的に認められる事情が必要です。例えば「地震直後から入院中で申込みができない」、「罹災証明書の再調査中で罹災区分が確定していない」場合などは、個別の事情として認められます。個別の事情は様々だと思われるので、期限までに申込みができなくなった場合には、理由書を被災時に居住していた市町村に提出してください(御不明な点は御相談ください)。
7	理由書はいつまでに提出すれば良いのですか。また、理由書を提出した場合、いつまでに入居できる物件が対象になりますか。	原則として平成29年3月31日までに提出してください。理由書を提出された方も、梅雨時期の前までには転居していただく必要がありますので、できるだけ早期に入居できる物件をお探してください。遅くとも平成29年5月末までには入居してください。